

報 告 第 1 号

高知市立小学校の水泳指導中に起きた死亡事故について

令和6年7月5日（金）に高知市立長浜小学校の水泳指導中に起きた死亡事故について、別紙のとおりご報告します。

高知市立小学校での水泳授業中の事故について (高知県教育長コメント)

7月5日、高知市立長浜小学校の児童が、近隣の中学校のプールを使用した水泳の授業中に溺れ、亡くなるという大変痛ましい事故が起きました。

お亡くなりになられた児童ご本人に対しまして深く哀悼の意を表しますとともに、御遺族の方々に心からお悔やみ申し上げます。

事故の要因などの詳細については、警察による捜査が行われ、また、高知市において今後、第三者による検証委員会を設置し、検証を行うと聞いておりますが、学校での授業中に児童が亡くなるという重大かつ深刻な結果となったことを考えますと、必要な安全対策が十分にとられていなかったものと言わざるを得ません。

県教育委員会としましては、県内全ての市町村教育委員会等に対し、これまでも学校の体育活動中の事故防止について指導の徹底を求めてきましたが、本日付けで改めて、水泳授業中の事故防止の徹底について周知する通知を発出いたしました。引き続き、学校における水泳事故防止、安全管理について徹底してまいります。

あわせて、本日朝から、同小学校等に対してスクールカウンセラーを派遣しており、引き続き児童生徒の心のケアの支援を行ってまいります。

令和6年7月8日

高知県教育長 長岡 幹泰

お問い合わせ先

高知県教育委員会事務局

(一般的な本件についての問い合わせ)

学校安全対策課 学校安全担当

TEL:088-821-4533 FAX:088-821-4546

(事故防止の徹底を周知する通知について)

保健体育課 学校体育担当

TEL:088-821-4900 FAX:088-821-4849

(スクールカウンセラーの派遣について)

人権教育・児童生徒課 児童生徒支援担当

TEL: 088-821-4937 FAX: 088-821-4559

県立学校、私立学校、附属学校にも
同日に同内容で通知

6 高保体第 352 号
令和 6 年 7 月 8 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

水泳授業中の事故防止の徹底について（通知）

児童生徒の体育活動中の事故防止については、これまでも研修会や下記の通知等により、安全対策の徹底を求めてきたところです。

しかしながら、先日、県内の小学校において、水泳授業中に児童が死亡するという大変痛ましい事故が発生しました。

各市町村・学校組合教育委員会においては、この度の重大事故の発生を踏まえ、改めて水泳事故防止の取組について全職員に周知するとともに、下記の通知に基づき、安全管理を徹底するようお願いいたします。

特に、小学校においては、水に十分に慣れていない児童もいることから、安全に授業が行われるよう、プール全体を見渡すことができる監視者の配置や泳ぎの苦手な児童に対する安全確認等、十分な監視及び指導体制の確保と緊急時への備えを徹底するようお願いいたします。

なお、今後、今回の事案の詳細が判明し次第、注意すべき点等について改めてお知らせする予定です。あわせて、今後、水泳授業における安全対策の状況等について調査を行う際にはご協力をお願いします。

記

- 1 令和 6 年 5 月 7 日付け 6 高保体第 121 号「水泳等の事故防止について」（令和 6 年 4 月 30 日付け 6 ス庁第 257 号スポーツ庁次長通知を含む。）
- 2 平成 30 年 3 月独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校における水泳事故防止必携（2018 年改訂版）」
https://www.jpnsport.go.jp/enzen/Portals/0/enzen/enzen_school/suiei2018/suiei2018_0.pdf
- 3 平成 26 年 3 月文部科学省「水泳指導の手引（三訂版）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1348589.htm

■□ 問い合わせ先 □■

高知県教育委員会事務局

保健体育課 学校体育担当

TEL：088-821-4900 FAX：088-821-4849

1 授業実施前の留意点

○緊急時の対応について（p. 127）

各校においては、万が一の事故発生時に、円滑・迅速に児童生徒の救助・救命を行える体制を整えておく必要があります。

○児童生徒の健康管理（p. 125）

授業実施前には、児童生徒が水泳に適した健康状態であるかどうかを事前に確認しておくことが重要です。

○安全上の対策（p. 129）

プール入水前に事故防止の観点から、以下の点について児童生徒に理解させるとともに、指導しておきます。（食事の直前直後は避ける、爪を切る等）

○天候の判断（p. 129）

落雷や竜巻等突風、急な大雨の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合には躊躇することなく計画の変更・中断・中止等の適切な措置を講ずることによって、児童生徒等の安全を確保することが大切です。

○救命具（p. 137）

プールサイド等に担架等の救命具を備え、必要な場合に直ちに使用できるようにしておく必要があります。AED（自動体外式除細動器）についても、救護室、医療室等適当な場所に配備し、指導者等が児童生徒の状況に応じて適時に使えるようにしておく必要があります。

○適切な水位設定の考え方【主な留意事項】（p. 138）

- ・泳力差や体格差のある児童生徒が、効果的・効率的な水泳学習をするために、プールの形状を考慮して浅い場所を選んだり、プールフロアを利用したりして適切な水位設定を行うなどの工夫をすること。
- ・水を抜くなどの方法で水位を調整する場合は、授業の前後で担当教職員と引き継ぎをして水位を確認すること。

○プールの水温及び水質管理【主な留意事項】（p. 138）

- ・低学年や初心者ほど水温に敏感で、一般的に 22℃未満ではあまり学習効果は期待できません。そのため、水温は 23℃以上であることが望ましく、上級者や高学年であっても 22℃以上の水温が適当といえます。
- ・水温と気温の差は、水温が若干低くても気温が高ければ不快感は少ないし、反対に水温が高くても気温が低ければ快適ではありません。
- ・以上のことから、ここに示した水温はあくまで目安であり、プールを使用するかどうかについては、対象者の学年、能力、水温、気温、学習内容などを考慮して判断することが大切です。

2 授業中の留意点

○監視者の位置（p. 126）

監視者の位置は、プール全体を見わたすことができ、プールの角部分などが死角にならないようなところとします。

○人数確認 (p. 129)

入水前、指導の展開の途中、退水後のそれぞれにおいて敏速かつ正確な人数確認を実施する必要があります。

○入水時の注意事項 (p. 131)

小学校の低学年や初心者を対象とするときには、1回の入水時間について、十分配慮する必要があります。その際にも、体力や泳力の低い者を中心にして、絶えず顔色、動作についての観察を行う必要があります。

○スタートの指導での留意点 (p. 131)

小・中学校では、水中からのスタートのみを指導し、授業での飛び込みによるスタート指導は行いません。

○用具等の使用上の注意 (p. 127)

学習指導要領において使用は想定していませんが浮島を用いる場合、浮島の下に児童生徒が覆われると、大きい浮島に吸引されて水面に上がれなくなる可能性があります、監視等で十分な注意が必要です。

3 授業終了後の留意点

○人数確認 (p. 129)

退水後においても敏速かつ正確な人数確認を実施する必要があります。

○体調の確認

授業実施後は、児童生徒に体調不良等がないか確認する必要があります。